

○都市下水路占用料 新単価表 令和7年4月1日から都市下水路占用料が下表のとおり改正されます。

占用物件の種類		単位	旧単価	新単価
電柱、電線その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 598	円 655
	第2種電柱		919	1,006
	第3種電柱		1,240	1,357
	第1種電話柱		534	585
	第2種電話柱		855	936
	第3種電話柱		1,176	1,287
	その他の柱類		53	58
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5
水管、ガス管その他これらに類する物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22	24
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32	35
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48	52
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64	70
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		96	105
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		128	140
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		224	245
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		320	351
	外径が1メートル以上のもの		641	702
橋りょう	占用面積1㎡につき1年	55	55	
足場、その他の工事用施設	占用面積1㎡につき1年	496	488	
その他の占用物件	占用面積1㎡又は長さ1メートルにつき1年	150	150	